

東京島根県人会会則

(名称)

第1条 本会は、東京島根県人会と称する。

(組織)

第2条 東京都並びにその周辺に居住する島根県出身者及び島根県に特に縁故ある者をもって組織する。

(目的)

第3条 会員相互の親睦と、島根県及び島根県人の福利増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的に従い、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図るための事業
- (2) 島根県との人的、物的交流の促進
- (3) 会員名簿及び会報の適宜発行
- (4) その他必要な事業

(加入及び脱退)

第5条 第2条の資格を有する者は、入会を申し込むことによって会員になることができる。脱退はその届けを出すことによってできる。但し、引き続き2か年間会費を納めない者は、脱会したものとみなすことができる。

- 2 会員を分けて特別会員、維持会員及び普通会員とする。
- 3 特別会員は、会員の推薦により役員会で決する。
- 4 維持会員は、会員の推薦または会員本人の申告により役員会で決する。

(執行機関)

第6条 本会の事業の推進を図るための決定は次の会議で行う。

- (1) 総会
- (2) 役員会

- 2 この会議の招集は会長が行い、その議決は出席者の過半数とする。
- 3 総会は毎年1回以上開催するものとし、会則の改廃・事業並びに役員承認、及び会計の報告を行う。
- 4 役員会は、会長・副会長及び理事をもって構成し、総会の決定に従い事業の執行に当たる。

(役員)

第7条 本会の執行機関を構成する役員は次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事 若干名 (うち若干名を常任理事とする。)
 - (4) 会計監事 若干名
- 2 会長は、本会を代表し、会議の議長となり、会務の統轄・調整に当たる。
 - 3 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。
 - 4 常任理事は、会長及び副会長を補佐し役員会の決定事項及び常務を処理する。理事は、役員会に於いて重要会務を審議する。
 - 5 会計監事は、本会会計の執行について適宜検査することができる。
 - 6 総会の議決を経て、別に特別顧問、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

(事務局及び職員)

第8条 本会の事務局は、当分の間、島根県東京事務所内に置く。

- 2 本会の実務を担当するため事務局長及び職員をおき、会長の命によって会務に従事する。

(役員選任)

第9条 役員は総会において選任する。

(役員任期及び欠員の補助)

第10条 役員任期は2年とする。

2 重任・併任を妨げない。

3 役員に欠員が生じたときはその都度補充するものとし、この場合の任期は前任者の残任期間とする。

(財務)

第11条 本会の経費は、会費・拠出金及び寄付金並びにその他の収入をもって充てる。

2 会費は、役員及び維持会員にあつては年額5,000円以上、普通会员にあつては年額2,000円以上とする。

3 収入・支出の命令は事務局長が行う。但し、重要若しくは異例なものにあつては会長の承認を得るものとする。

(事業及び会計年度)

第12条 本会の事業及び会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

昭和50年6月3日の総会に於て全文改正
昭和56年5月28日の総会に於て一部改正
平成4年5月25日の総会に於て一部改正
平成16年6月18日の総会に於て一部改正
平成18年6月2日の総会に於て一部改正